平成２８年（フ）第９２３８号
東京都青梅市畑中１丁目347―１
債務者　葛西　康裕
1　決定年月日時　平成28年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９２３９号
東京都豊島区目白４丁目24―８―203
債務者　小川久美子
1　決定年月日時　平成28年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月21日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９２４０号
神奈川県横浜市緑区長津田２丁目36―８　ルミエール壱番館102
債務者　井上　美穂
1　決定年月日時　平成28年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月21日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９２４５号
東京都豊島区南大塚１丁目46―28　西福荘10号
債務者　小林　和雄
1　決定年月日時　平成28年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９２４６号
東京都江戸川区南小岩７丁目26―21―904
債務者　山口　祥実
1　決定年月日時　平成28年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６７９号
静岡県焼津市すみれ台１丁目22番801号
債務者　村松　真衣
1　決定年月日時　平成28年12月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月22日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２８１号
北海道旭川市忠和６条５丁目６番９号　福富荘３号室
債務者　大村　尚子
1　決定年月日時　平成28年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月22日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月１日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第４６８号
岡山市北区立田926番地39
債務者　大橋　和文
1　決定年月日時　平成28年12月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月22日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月１日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第５１５号
岡山市中区高屋72番地１旭川ハイツＢ―404、旧住所岡山市中区雄町131番地１雄町コーポ５―２
債務者　雨宮　福一
1　決定年月日時　平成28年12月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月22日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月１日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第７８２９号
東京都新宿区大久保２丁目８―11―202
債務者　柳井　義久
1　決定年月日時　平成28年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月23日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７９４６号
千葉県四街道市鹿渡1028―13（102）、申立時の住所東京都江戸川区中葛西３丁目18―13―107
債務者　渡部健次郎
1　決定年月日時　平成28年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月23日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３４２号
岡山市南区西市723番地３コーポ高木Ｂ102
債務者　岡崎　智栄
1　決定年月日時　平成28年12月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月27日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月７日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３６８号
岡山市中区倉田657番地28倉田第２コーポ203、旧住所岡山市南区芳泉３丁目10番１―１号
債務者　小林　直樹
1　決定年月日時　平成28年12月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月27日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月８日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第４９８号
岡山市南区芳泉１丁目３番18号市営住宅18―１
債務者　藤田　壽志
1　決定年月日時　平成28年12月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月27日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月７日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第５１８号
岡山県瀬戸内市長船町牛文1566番地
債務者　太田三由紀（旧姓幡上）
1　決定年月日時　平成28年12月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月27日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月７日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部